

宗教法人カトリック広島司教区

セクシュアル・ハラスメント等防止対策ガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

このガイドラインは、「宗教法人カトリック広島司教区」（以下「司教区」という）に関わる人々の人権を保障すること、セクシュアル・ハラスメント等の防止の措置を講じることを目的として制定する。

また、セクシュアル・ハラスメント、これに類する人権侵害、及びこれらに起因する問題（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という）が生じた場合の苦情処理等の措置について必要な事項を定める。

2. ガイドラインの対象者

このガイドラインに基づき、司教区が措置を講じなければならない者は、司教区の聖職者と司教区が雇用する職員とする。

広島教区の聖職者（司教・司祭・助祭） ハラスメント防止の決意文（2020年3月）

聖書は、すべての人間が神から命を与えられたかけがえのない存在であり、その似姿として創造されたものであることを教えています。また、人となられた主イエスは、いつも言葉と態度をもって、小さくされた者、貧しい者に寄り添う神の愛といつくしみを示し、ご自分の使命を継続する教会にも、同じまなざしと対応を求めておられます。

一人ひとりの人間がもつ尊厳は神に由来し、誰からも傷つけられたり、踏みにじられたりすることがあってはならないものです。しかしながら、わたしたち聖職者にも、他者の尊厳を傷つけ、心身ともに深い傷を負わせる種々のハラスメントの事例があったことを率直に認め、反省し、償いを伴う改心をもって、心からゆるしを願います。

教会の聖職者として自分たちの置かれた立場をわきまえつつ、無意識のうちに種々のハラスメントを引き起こしてしまいがちな自分たちの傾向にも注意を払い、それを防止する決意を新たにします。

3. 「セクシュアル・ハラスメント等」の定義

- (1)セクシュアル・ハラスメントとは、人権侵害行為であって、次にかかげる行為をいう。
- ①行為者の意図にかかわらず、性的な関心や欲求に基づく言動により、相手や周囲の者を不快にさせること。
 - ②相手の望まない性的な言動。
 - ③交際または性的関係の強要。
 - ④性的な画像・文書の掲示、掲示により良好な関係や活動環境を害すること。
- (2)これに類する人権侵害とは、たとえば、次に挙げる性別により役割を分担すべきとする意識に基づく差別的な言動及び処遇をいう。
- ①女性としての役割を果たすべきだとして、飲食の世話など女性に求めること。
 - ②「女のくせに」、「男のくせに」などと非難すること。
 - ③女性の教会活動等の参加について、「女は能力が劣る」などと拒否し、また逆に性的関心や性的役割の期待により歓迎すること。
- (3)これらに起因する問題とは、次に掲げることをいう。
- ①セクシュアル・ハラスメント等への対応（服従、拒否、抗議、苦情、相談・要望の申出の行為等）に起因して、教会内での活動や職場での業務上で利益または不利益もしくは精神的苦痛を受けること。
 - ②セクシュアル・ハラスメント等を直接または間接に受けることにより、環境が不快なものになること。
 - ③セクシュアル・ハラスメント等への対応により誹謗中傷を受けること。

4. 「セクシュアル・ハラスメント等」の防止に関する注意事項

- (1)性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、「セクシュアル・ハラスメント等」に当たるか否かについては、相手の判断が重要である。したがって、次の点に注意する必要がある。
- ①親しさを表すつもり言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ②不快に感じるか否かは個人差があること。
 - ③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ④相手との良好な人間関係ができているという勝手な思い込みをしないこと。
 - ⑤相手が拒否し、または嫌がっている態度を示した場合には、同じ言動を繰り返さないこと。
 - ⑥「セクシュアル・ハラスメント等」であるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

- ⑦「セクシュアル・ハラスメント等」を受けた者は、加害者との継続的な従属関係を考慮する場合があります、その行為に対して拒否の意思表示ができない場合も多い。例えば、相手が一時的には性的言動を許容する態度を示したからといって、同意・合意していると勘違いしてはならない。
- ⑧「セクシュアル・ハラスメント等」の行為が、カトリック教会特有の身分・立場による関係（たとえば、司祭と信徒）、および影響力を利用して、繰り返して行われている場合は、より悪質な「セクシュアル・ハラスメント等」となる。
- ⑨「セクシュアル・ハラスメント等」の行為は、行われる場所（教会内か外か）、時間（勤務時間内か外か）を問わない。例えば、教会や職場での人間関係がそのまま継続する会合や行事等のような場所における「セクシュアル・ハラスメント等」にも同様に注意しなければならない。

(2) 「セクシュアル・ハラスメント等」に当たるような行為をしてしまった場合には、直ちに相手に謝罪し、相手との良好な関係の維持に真摯に努めなければならない。

(3) 「セクシュアル・ハラスメント等」を受けたときには、可能であれば時間を置かずに、不快であることや拒否の意思を相手に伝えることが望ましい。しかし、実際には、意思表示が困難であったり、不利益が予想されたりすることも多い。そのような場合には、早めに対処の方法等について誰かと相談することが望ましい。

5. 相談・要望の受付

(1) 宗教法人カトリック広島司教区は、「セクシュアル・ハラスメント等」防止、および苦情処理等の体制を整備するために、司教区の「子どもと女性の人権擁護デスク」（以下「デスク」という）を2020年3月に設置。

(2) 「デスク」は「セクシュアル・ハラスメント等」の苦情について、次に掲げる者からの相談に応じる。

- ①「セクシュアル・ハラスメント等」により被害を受けた本人
- ②他の者が「セクシュアル・ハラスメント等」を受けているのを見て不快に感じた者
- ③他の者から「セクシュアル・ハラスメント等」に関する相談を受けた者
- ④他の者から「セクシュアル・ハラスメント等」をしている旨の指摘を受けた本人

(3) セクシュアル・ハラスメント等の相談・要望の受付は、「デスク」の相談窓口の担当者が窓口となって対応する。電話、メール、書面、面談で受け付ける。なお、面談は、日時等の予約をして行う。セクシュアル・ハラスメント等の相談・要望の対応の

時間や方法は、教区のホームページに掲載する。

6. セクシュアル・ハラスメント等への対応

(1) 「デスク」による予備調査

「デスク」は、「デスク」の担当司祭（あるいは事務局長）、相談窓口の担当者、相談員（男女2名～4名）から構成される。

- ①「デスク」の相談窓口の担当者は、申込を受けたら、本人の了解なしには他に情報を漏らさない責務を負うが、相談申込者の了解と協力のもとに、相談および要望の概要を把握し、所定の用紙に記録し、「デスク」の担当司祭（あるいは事務局長）に説明して、その後の相談委員による聞き取りを依頼する。
- ②「デスク」の相談窓口の担当者からの報告を受けた「デスク」の担当司祭（あるいは事務局長）は、予め司教からの任命を受けている相談員の中から2名（男女各1名）に依頼して、相談があった当事者・関係者、また被疑者からの聞き取りを、早期に行う。
- ③依頼を受けた相談員2名（男女各1名）は、聞き取りの結果を「デスク」の担当司祭（あるいは事務局長）に報告し、一緒にその事実内容を精査し、整理する。「デスク」の担当司祭（あるいは事務局長）は、予備調査の結果を、対応委員会に報告する。

(2) 対応委員会

対応委員会は、「デスク」の担当司祭、相談窓口の担当者、相談員2名（男女各1名）、事務局長、法務代理、司教から構成される。

- ①予備調査の結果、当事者・関係者からの訴えを被疑者が認める場合
 - ・対応委員会は、加害者（被疑者）に対して、その処遇を司教に答申する。
 - ・対応委員会は、専門家の助けを借りながら、被害者への支援を答申する。
 - ・司教は、顧問会を開いて、対応委員会からの答申をもとに対応を協議し、決定する。
 - ・司教は、決定内容を「デスク」を通して、申出人（被害者）に伝える。
- ②予備調査の結果、当事者・関係者からの訴えを被疑者が認めない場合

- ・対応委員会は、(次に述べる) 事実調査委員会の設置を司教に答申する。
- ・司教は、事実調査委員会の設置を指示し、対応を依頼する。
- ・依頼を受けた事実調査委員会は、さらなる事実調査を実施し、その結果を司教に報告する。また、同時に、必要に応じて、調停案、救済措置、環境改善、処分等の答申を行う。
- ・司教は、顧問会を開き、事実調査委員会からの答申・勧告をもとに対応を決定する。
- ・司教は、決定内容を「デスク」を通して、申出人(被害者)に伝える。

7. 事実調査委員会

- (1) 司教の依頼に応じ、セクシュアル・ハラスメント等の相談・要望対応に関して、次に掲げる事項を調査、協議するため、教区内に事実調査委員会を設置する。
 - ① 予備調査だけではなく、更なる事実調査の申し出があった場合の事実調査。
 - ② 調停の申し出があった場合の調停案の答申。
 - ③ 被害が確認された場合の被害者の保護及び支援案の答申。
 - ④ 加害が確認された場合の加害者への対応案。
- (2) 事実調査委員会は、教区内の司祭(あるいは信徒)、顧問弁護士、カウンセラーなどの専門家を含む3～4名の構成員からなる。

8. 事実の調査または調停を申し出ることができる者の範囲

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関わる事実の調査の申し出は、セクシュアル・ハラスメント等の行為を直接受けた被害者本人(本人が児童の場合は、保護者)及びそのような行為を直接または間接に知り得たものが行うことができる。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに係る調停の申し出は、セクシュアル・ハラスメント等の行為を直接受けた被害者本人(本人が児童の場合は、保護者)だけが行うことができる。

9. 「セクシュアル・ハラスメント等」に対する処分

(1)カトリック信者の場合

加害者が、聖職者(司教・司祭・助祭)、男女修道者及び信徒の場合は、「セクシュアル・ハラスメント等」の内容によっては、カトリック教会全体の奉仕者たるにふさわ

しくない非行等に該当するとして、教会法、及び国の法律にしたがって処分に付させることがある。

(2)カトリック信者以外の場合

加害者がカトリック信者以外の場合は、「司教区」の規則、または社会通念に適合した処分に付されることがある。

10. 加害の再発防止

責任者は、事件の再発の可能性がある場合、加害者を職務からはずす。また同時に、被害者と接する機会がないような措置を講じた上で、適切な回復プログラムに参加するように命じる。

11. 二次被害の防止と処分等の措置

(1)「デスク」は、相談受け付け後の二次被害の防止に努める。

(2)次に掲げる行為を行った者について、処分等の措置の実施を、「司教区」司教、および関係機関責任者に対し勧告する。

- ①調停、および事実調査の申立人、並びに事実調査の協力者に対する報復、報復のほめかし、誹謗中傷等の行為。
- ②風説の流布等により関係者のプライバシー、名誉等の人権を侵害する行為
- ③「デスク」、事実調査委員等に対する嫌がらせ行為。

12. 虚偽申し立ての禁止

(1)「セクシュアル・ハラスメント等」につき虚偽の申し立てを行った者は、処分に付されることがある。ただし、事実調査の結果として申し立てが認められなかった場合、ただちにこのことをもって、虚偽の申し立てをしたとみなして、申し立てた者に対して不利益な扱いをしてはならない。

(2)また、「セクシュアル・ハラスメント等」につき虚偽の申し立てをされた人の名誉が傷つけられた場合は、名誉回復をはからなければならない。

13. 記録

「デスク」は、苦情相談の受け付けから解決までの経緯と結果を記録する。記録書は、「司教区」本部事務局の文書庫（アルキビウム）に保管される。保管年限は、関連する教会法の規定を準用する。

14. 「セクシュアル・ハラスメント等」防止の研修・広報活動等

「セクシュアル・ハラスメント等」防止の研修・広報活動等は、「司教区」が「デスク」と協力して企画し実施する。

付則1：「宗教法人カトリック広島司教区セクシュアル・ハラスメント等防止対策ガイドライン」は、2011年1月11日の「宗教法人カトリック広島司教区」責任役員会において承認され、同日から施行される。

付則2：「宗教法人カトリック広島司教区セクシュアル・ハラスメント等防止対策ガイドライン」の修正変更は、2023年6月24日の「宗教法人カトリック広島司教区」責任役員会において承認され、同日から施行される。